

2022年8月5日

企業間取引標準化研究会 規約

本規約は企業間取引標準化研究会の会員及び主催者、スポンサー（特別協賛法人・協賛法人）が、本研究会の目的に沿った活動を進めるために、定めるものとする。

第1条（主催者と研究会名称）

本研究会は、NPO 法人日本サプライマネジメント協会と PwC コンサルティング合同会社が主催し、研究会名称を「企業間取引標準化研究会（以下「標準化研究会」という。）」とする。

第2条（標準化研究会の目的）

標準化研究会は、バイヤ、サプライヤ間の購買業務の標準化、共通化により購買取引に関わる両者の業務を効率化し、労務コストと調達コストを削減することを目的とする。

そのために標準化研究会の成果となる「標準」を活用した実証実験を協賛会社の協力により行い、具体的な成功事例を作った上で、社会の多くの関連する事業会社が活用するための環境を創出する。

第3条（標準化研究会の活動内容）

標準化研究会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 研究テーマ別に分科会を構成し調査研究活動を進め、分科会における研究の成果を発表する場として総会を開催する。
- (2) 成功事例をつくり研究成果を標準として普及させるために、事業会社の協力を得て実証実験を行う。
- (3) 国家機関や標準化推進団体との協力関係をつくり、標準の知名度・信頼度の向上を図り、標準の実効性を高める。
- (4) その他研究会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第4条（総会）

総会は、分科会における研究の成果を発表する場として開催する。

また、標準化、共通化の取り組み事例発表や有識者による講演などにより、分科会活動の活性化に資する取り組みを図る。

- 2 総会は原則として3ヶ月毎に開催することとする。
- 3 総会では意思決定の決議を行わない。
- 4 総会は、会員（個人）、会員（企業の購買担当者）、スポンサー（特別協賛法人・協賛法人）、主催者により構成する。

5 総会は理事長が招集する。

第5条（分科会）

分科会は企業間取引業務についてテーマを設定し、テーマは分科会メンバーの意見を参考に理事会が定める。

分科会の研究活動は原則3ヶ月で完結し、報告をまとめる。

- 2 分科会は会員にて構成する。
- 3 分科会は原則として毎月開催する。
- 4 分科会同士の連絡会を毎月開催する。
- 5 分科会の研究成果は総会にて発表する。
- 6 分科会の招集は分科会リーダーが行う。

最初の3ヶ月間の分科会テーマは次の通りとする。

テーマ1 サプライヤ ESG 登録認証

（※バイヤ企業がサプライヤ企業に対して行う ESG 関連調査を通じた標準化研究と認証、標準づくり）

テーマ2 品目カテゴリ

（※品目カテゴリの標準化研究と標準づくり）

テーマ3 見積テンプレート

（※見積購買における品目カテゴリ毎の見積テンプレートの標準化研究と標準づくり）

テーマ4 取引基本契約標準化

（※取引基本契約書の標準化研究と標準づくり）

テーマ5 商品情報標準化

（※商品情報登録の標準化研究と標準づくり）

第6条（理事）

標準化研究会に、理事6名を置く。

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

第7条（理事、理事長の選任）

主催者であるNPO日本サプライマネジメント協会は標準化研究会の理事を2名選出し、PwCコンサルティング合同会社は理事を1名選出する。

- 2 理事長は会員から2名、スポンサー（特別協賛法人・協賛法人）から1名の理事を指名する。
- 3 理事の任期は1年間とする。
- 4 主催者から選出された3名の理事の互選により、理事長1名を選任する。

第8条（理事会の職務権限と決議）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 標準化研究会の活動方針と活動内容に関する決定
- (2) 購買業務標準化研究会に関わる規約の制定、変更及び廃止

- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 国、標準策定機関との連携
- 2 理事会の決議は理事の過半数が出席し、出席理事の過半数により決するものとする。
- 3 理事会の招集及び議長は理事長が行うものとする。
- 4 理事会の議事については議事録を作成する。

第9条（事務局）

標準化研究会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には理事長の選任により事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は監事を兼ねる。

第10条（標準化研究会の構成）

標準化研究会を構成する個人、法人の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 主催者 標準化研究会を主催する団体・法人で、NPO 日本サプライマネジメント協会と PwC コンサルティング合同会社を指す。
- (2) 会員
 - ①個人 標準化研究会の目的に賛同し、第3条の活動に参加する個人。
 - ②企業の購買担当者 標準化研究会の目的に賛同し、第3条の活動に参加する企業の購買担当者。
- (3)スポンサー
 - ① 特別協賛法人 標準化研究会の目的に賛同し、本研究会の運営に関わる費用を支援し、実証実験に関わる費用を自ら負担し行う法人。
 - ② 協賛法人 標準化研究会の目的に賛同し、本研究会に対する協賛金を支払い、本研究会の活動を支援する法人。

第11条（標準化研究会の活動期間と会員の任期）

標準化研究会の活動期間は1年間とする。

但し、活動期間を延長する場合は、理事会の決議を経て行う。

- 2 会員の任期は1年とする。

第12条（会員の提供する資料の取り扱い）

会員と本研究会主催者である NPO 日本サプライマネジメント協会の間で、秘密保持契約（NDA）を取り交わすこととする。

- 2 会員より提供された資料、情報はこの NDA の下で管理されるため、研究会以外に公開されることはないものとする。
- 3 会員より提供された資料の中より、標準化に足ると思われる内容は、加工されるものとする。

第13条（研究成果の著作権）

標準化研究会の活動結果として得られた成果物（標準）の著作権は、主催者の NPO 日本サプライマネジメント協会に対して標準化研究会会員より無償譲渡されるものとする。

第 14 条（成果物試用版の使用権）

標準化研究会会員とスポンサーは、成果物（標準）試用版の使用権を有するものとする。

- 2 標準化研究会会員は成果物（標準）試用版を自社の購買業務に使用できるものとする。
- 3 スポンサーは成果物（標準）試用版を、実証のために自社の事業において試験的に利用できるものとする。

第 15 条（成果物完成版の活用及び普及）

理事会で定める一定期間の試用期間・実証期間を経た後、NPO 日本サプライマネジメント協会はこの成果物（標準）を試用版より完成版にバージョンアップを図り、社会で実際の利用に耐えうるものとする。

- 2 成果物（標準）完成版の中に運用コストを要するものがある場合は、日本サプライマネジメント協会にて有償化することを検討する。
- 3 日本サプライマネジメント協会は、標準化研究会の成果物（標準）の完成版につき、社会が利用しやすい制度と料金設定を行い、社会に役立つ標準の普及に努めるものとする。
- 4 日本サプライマネジメント協会は、会員企業、スポンサー企業に対して優待料金を設定する。

第 16 条（秘密保持義務）

標準化研究会の会員（個人）、会員（企業の購買担当者）、スポンサー（特別協賛法人・協賛法人）、主催者は活動を通じて知り得た一切の情報を秘密情報として保持し、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当することを客観的資料により合理的に証明できる情報及び法令により開示義務を負う場合についてはこの限りではない。

- (1) 開示を受けた時に既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく理事会及び会員以外の第三者から正当に入手した情報
 - (3) 開示を受けた時に既に公知であった情報
 - (4) 開示を受けた後、標準化研究会が理事会の決議に基づき秘密情報の全部または一部を公表した場合、
 - (5) その他自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 2 標準化研究会の会員（個人）、会員（企業の購買担当者）、スポンサー（特別協賛法人・協賛法人）、主催者は、第 2 条に掲げる標準化研究会の目的の範囲を超えて秘密情報を利用してはならない。

第 17 条（資産の構成）

標準化研究会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年会費
- (2) 特別協賛金
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

第 17 条（資産の管理）

標準化研究会の資産は、理事会が管理する。

第 18 条（経費の支弁）

標準化研究会の経費は、資産の中から支弁する。

第 19 条（事業報告及び決算）

標準化研究会の事業報告については、事務局長が理事会において実施する。

- 2 標準化研究会の決算は、第 4 回総会終了後、理事長が収支決算書を理事会に提案し決議を経ることとする。

第 20 条（入会・退会）

標準化研究会への入会希望者や法人は、本規約に同意し、書面により申し込む。

- 2 理事会は入会申し込みを確認し、承認する。
- 3 理事会は、第 3 条の活動に支障があると判断する標準化研究会会員に対して、退会を命じることができる。

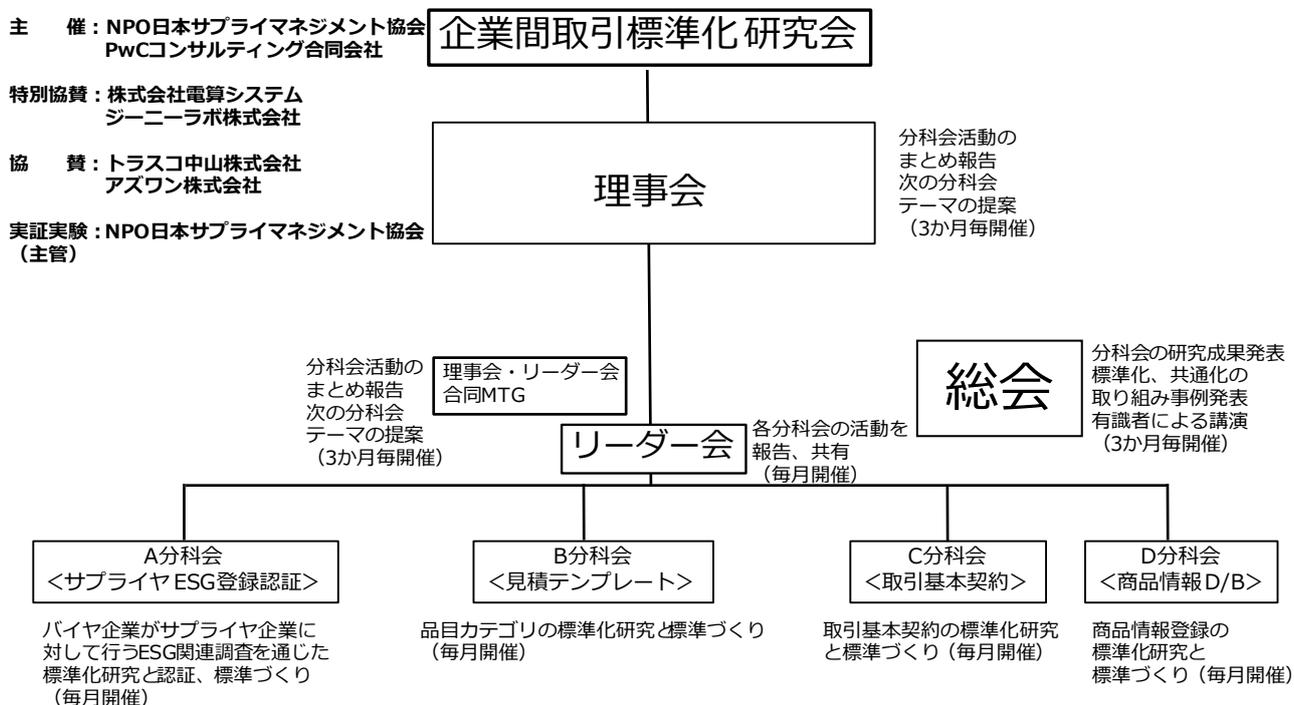
第 21 条（その他）

本規約に定めない事項については、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和 4 年 8 月 5 日から施行する。



以上